

【令和3年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和3年12月21日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第191号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 所得制限を設けずに給付金を支給する自治体数について

報道等によると、秋田県横手市、千葉県野田市等の数都市において、所得制限を設けずに市独自で給付を行うと聞いている。

* 市独自の給付に要する予算額について

支給対象外の約5万4,000人に10万円の支給を行う場合、追加で約54億円が必要となる見込みである。

* 国における地方創生臨時交付金の補正額及び想定される本市への交付額について

国会で成立した補正予算額は総額約6.8兆円であるが、使途が決まっているものとして、協力要請推進枠が約5兆円、検査促進枠が約3,000億円であり、市町村に交付される額は約1.5兆円である。本市に対してまだ正式な内示等はないが、昨年度の実績からすると、数十億円交付されると考えている。

* 給付金の支給に要する振込手数料について

予算上では、対象世帯数に1件当たり110円の振込手数料を乗じ、合計約1,000万円強を見込んでいる。

* 支給金額変更後の新たな通知の発送に要する事務経費について

当初の5万円給付の対象世帯である9万4,000世帯に再度通知を送付するための経費として、約790万円の経費を見込んでいる。

* 新たな通知の発送の必要性について

当初の通知において受給の意思確認ができていないものの、再度5万円を給付することによる混乱を防止するため、新たな通知の発送が必要であると認識している。

* 事務処理センターの開設状況について

現在、来年1月の開設に向けた入札手続を進めており、福祉総合システムの端末を使用するため、庁内の一部を活用した開設について検討している。

《意見》

* 世帯間の不公平や煩雑な庁内の事務作業の問題等が生じるため、所得制限を無くすことを要望するが、現金一括で給付することに関しては賛成の立場である。

* 対象者への支給に係る手続を円滑に進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決